

「宮崎市空き家バンク」について

空き家バンクとは

宮崎市空き家バンクは、中古住宅の流通促進及び空き家の有効活用を図ることを目的に、利用されていない空き家に関する物件情報を収集し、インターネット等を通じて、利用を希望する者に発信する仕組みをいいます。

登録できる空き家

居住等を目的として建築され、現に居住その他の使用をされていない建築物は、空き家バンクに登録することが出来ます。ただし、次に掲げるいずれかに該当する建築物を除きます。

- ① 法令等に違反している建築物
- ② 老朽、損傷が著しい建築物
- ③ 宮崎市暴力団排除条例（平成23年条例第47号）第2条第3号に規定する暴力団員が所有している建築物

管理運営

空き家バンクは、市が管理運営を行います。ただし、より円滑な運営を図るため次に掲げる事項については、宅地建物取引業関係団体の協力のもと空き家バンクの登録を行います。

- ① 空き家に関する相談対応
- ② 仲介業者の推薦
- ③ 空き家バンクへの登録に関する必要な業務
- ④ 空き家の売買又は賃貸借の契約交渉の仲介

【管理運営】

宮崎市役所 建設部建築住宅課空家対策係 （連絡先）0985-21-1804

【空き家バンク運用協力団体（空き家の無料相談窓口）】

一般社団法人宮崎県宅地建物取引業協会 （連絡先）0985-26-4522

公益社団法人全日本不動産協会宮崎県本部 （連絡先）0985-24-2527

物件登録者と利用希望者の交渉等

物件登録者と利用希望者との空き家に関する売買又は賃貸の媒介をする行為については、市は関与しないこととします。また、空き家の売買又は賃貸借の契約については、必ず宅地建物取引業者が媒介し、トラブル防止のため当事者間の契約はできないこととしています。

「宮崎市空き家バンク」の物件登録申請手続きについて

お持ちの空き家物件の情報を「宮崎市空き家バンク」へ登録するためには、まず、下記の書類等(①～④)の提出が必要となります。

必要書類の提出後、お申込み内容等の確認のため、市職員、または市と協力関係にある宅地建物取引業関係団体からご連絡させていただく場合があります。その際には、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

記

■ 提出書類等

① 宮崎市空き家バンク登録申込書〔様式第1号〕

- ※ 申込者は、原則として登録物件の所有者の方(所有権をお持ちの方)となります。
- ※ 印鑑は、朱肉印を押印してください。(シャチハタ印等スタンプ印は不可)
- ※ 共有名義(複数者の所有)の場合は、代表者の氏名を記入してください。
(お申込みの際は、所有者[相続人等]全員の同意が必要となります。)
- ※ 空き家バンク物件登録票の記載事項については、分かる範囲で結構ですが、できるだけ、ご記入ください。
- ※ 位置図及び間取り図は、概略が分かれば結構です。また、既存の図面等があれば、そのコピーを添付してください。
- ※ 特記事項には、土地境界確定や隣接所有者との懸案事項の有無及び事故歴等で把握していることをすべてご記入ください。(不動産取引においては重要な情報です。)

② 承諾書

- ※①の申込者と同一方(同じ印鑑を押印)が記入してください。

③ 空き家の所有権等を確認できる書類

(登記簿謄本の写し又は固定資産税納税通知書の写し等)

- ※ 登記簿謄本をお持ちの方は写しを添付してください。(今回の登録にあたって新たに取得していただく必要はありません。)
- ※ 固定資産税納税通知書の写しは、最新のものを提出してください。

【1ページ目と3ページ目(課税明細書)の部分を添付してください。】

④ 空き家を紹介できる写真

- ※ 空き家バンクに掲載する写真(外観、居間、台所、風呂、トイレなど)を提出してください。(データを電子メールで送っていただいても構いません。)

■ 提出先(問い合わせ先)

宮崎市役所 建設部建築住宅課(市役所第2庁舎5階)

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目1番1号

TEL 0985-21-1804

E-MAIL 25juken@city.miyazaki.miyazaki.jp